

八王子市乳幼児発達健康診査実施要綱

平成9年4月1日施行

改正 平成14年4月1日 平成23年4月1日

第1 目的

母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条に基づき、乳幼児期の各健康診査において運動発達遅滞、精神発達遅滞等が疑われる児に対し、発達健康診査を行い、乳幼児の健康の保持増進を図る。

第2 対象者

八王子市に住所を有する乳幼児で、次の健康診査等により、運動発達遅滞、精神発達遅滞等が疑われる児

- (1) 乳幼児期の各健康診査
- (2) 新生児訪問指導
- (3) 主治医からの連絡
- (4) 児童相談所等関係機関からの連絡
- (5) 家庭訪問等の保健師活動から、必要と判断された者

第3 通知方法

対象者に対し、文書又は口頭により通知する。

第4 事業内容

発達健康診査、その結果必要に応じ運動機能訓練の指導等を行う。

第5 事後の措置

(1) 受診者に対する措置

- ア 要治療の者に対しては、専門医療機関等での受診を勧奨する。
- イ 要精密健診者に対しては、精密健康診査受診票を交付する。
- ウ 要経過観察者に対しては、適宜発達健診等を行う。

(2) 未受診者に対する措置

必要に応じ、再通知等により受診勧奨する。また、訪問・電話等により適切な保健指導等を行う。

第6 記録

健康診査の結果及び指導事項等については、記録・保存するものとする。

第7 関係機関との連絡

健康診査、事後措置等の充実をはかるために、保健所等の関係諸機関と緊密な連絡・調整を行う。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。